

令和7年4月9日

保護者の皆さまへ

四国中央市立北小学校長 友安 敏博

非常変災時における応急対策（H30.10.1より改訂）について

非常変災時における応急対策について、四国中央市教育委員会の指導により、平成30年10月1日より下記のような共通対応を行っております。ご家庭でも十分ご理解のうえ、ご協力をよろしくお願いいたします。（平成30年10月以前との改定箇所は、二重線を引いています）

記

- 1 原則として、午前6時のテレビ、ラジオ、インターネット等の気象情報により判断する。
- 2 午前6時の天気予報、またはそれ以後であっても登校時までに、「暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪」のどれか一つでも特別警報または警報が出た場合は、「自宅待機」とする。（自宅待機となった時点で、当日の給食及び午前中の授業はありません。）
※ 台風接近・低気圧の影響等いずれにおいても、四国中央市に「警報」が発令されたときを基準とする。（「東予東部」は四国中央市とは限らないのでご注意ください。）
- 3 午前10時30分までに「警報」が解除されたときは、原則として自宅で昼食をとって、午後1時までに登校する。いつもより5時間遅れの集団登校を行います。

午後1時に登校した時の「授業及び下校時刻」は以下の予定です。

13:00～13:15 出席確認・朝の会
13:15～14:00 1校時
14:10～14:55 2校時
15:00～15:10 帰りの会
15:15 下校

- 4 午前10時30分の時点で「警報」が発令中の場合は、「臨時休業」とする。
- 5 児童が登校した後、台風接近や大雪による「警報」が出た時、またはその「警報」が予想される場合は、早急に集団で帰宅させます。必要に応じて教職員が引率したり、保護者に協力を要請したりします。
- 6 このように市としての「非常変災時における応急対策」が定められていますが、児童または地域の実情に応じて上記のマニュアルどおりに行わない場合もある。その場合は、tetoruやホームページ等で周知いたします。
- 7 「暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪」以外の警報や各種注意報等の場合は、原則として登校です。ただし、やまじ風等により保護者が危険と判断した場合は、保護者同伴で登校するか、安全が確認されるまで自宅待機し、その旨を学校へご連絡ください。この場合、遅刻・欠席扱いとはなりません。

8 登校前に四国中央市に「震度 5 弱以上」の地震が発生した場合は、学校から連絡があるまで「自宅待機」とする。

9 登校前までに弾道ミサイル発射について J アラートの緊急情報伝達（第 1 報）があった場合は、学校からの連絡があるまでは「自宅待機」とする。

※「震度 5 弱以上の地震」「J アラート」のいずれも安全が確保され、登校が可能となったときには学校からメールやホームページで登校時刻をご連絡します。